

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和7年5月)

(解答あり)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名 _____

記入者氏名 _____

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から28までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。(道路運送法第1条)
(○)
2. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業ではない。(道路運送法第2条)
(×)
3. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。(道路運送法第3条)
(×)
4. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。(道路運送法第4条)
(○)
5. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に国に報告する必要がある。(道路運送法第9条の2)
(×)
6. 国土交通大臣は、事業者が届出した運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときには、期限を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。下記の中で正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。(道路運送法第9条の2)
 - ①特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。(○)
 - ②社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。(○)
 - ③他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。(○)

7. 事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。（道路運送法第10条）
(○)

8. 事業者は当該運送に適する設備があるとき、運送の引受けを拒絶してはならない。
（道路運送法第13条）
(×)

9. 一般貸切旅客自動車運送事業の営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。（道路運送法第15条）
(×)

10. 事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合でも、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。（道路運送法第16条）
(×)

11. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。（道路運送法第22条）
(○)

12. 道路運送法には、一般貸切旅客自動車運送事業者が貸切バス車両を運転させることができる運転者に関する要件が規定されている。（道路運送法第25条）
(○)

13. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させるには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（道路運送法第33条）
(×)

14. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第38条）
(○)

15. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。（道路運送法第40条）
(○)

16. 道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されていますが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。（運輸規則第2条）
(×)

17. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。

(運輸規則第3条)

(○)

18. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(運輸規則第7条の2)

(×)

19. 事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。(運輸規則第15条)

(○)

20. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。(運輸規則第16条)

(○)

21. 事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。(運輸規則第21条)

(○)

22. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。(運輸規則第24条)

(×)

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等について記録するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。(運輸規則第26条の2)

(○)

24. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。(運輸規則第35条)

(○)

25. 事業用自動車の運転者等ごとに作成する乗務員等台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。(運輸規則第37条)

(○)

26. 事業者は、55才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。（運輸規則第38条）

(×)

27. 事業者は毎事業年度の経過後100日以内に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。また、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。（運輸規則第47条の7）

(○)

28. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。（運輸規則第50条）

(○)

II. 次の各文中の（ ）の部分にあてはまる語句を下から選び、（ ）内に記号を入れて下さい。

29. 一般旅客自動車運送事業者は、災害その他緊急を要する場合や国土交通大臣が認める場合等を除き、発地及び着地（ア）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。（道路運送法第20条）

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

30. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（イ）を受けなければ、その効力を生じない。（道路運送法第36条）

ア. 許可 イ. 認可 ウ. 承認

31. 事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、（エ）及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その内容を記録した電磁的記録を3年間保存しなければならない。（運輸規則第26条）

ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離

32. 旅客自動車運送事業者は、（ア）の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。（運輸規則第2条の2）

ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者

33. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（イ）適切な処置をしなければならない。（運輸規則第18条）

ア. 事業者のために イ. 旅客のために ウ. 乗務員のために

34. 旅客自動車運送事業者は、天災その他理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（ ア ）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。（運輸規則第20条）
ア. 乗務員等 イ. 旅客 ウ. 車両
35. 旅客自動車運送事業者は、（ ア ）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者等として選任してはならない。（運輸規則第36条）
ア. 二ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年
36. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ウ ）以内に管轄する地方運輸局長（国土交通大臣）に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。（事業報告規則2条）
ア. 三十日 イ. 六十日 ウ. 百日
37. 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ア ）ごとに定期点検整備をしなければならない。（車両法48条）
ア. 三ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年
38. 連続運転時間は（ ウ ）時間を超えないものとする。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条）
ア. 二 イ. 三 ウ. 四 エ. 五